

# 九州栄養福祉大学 学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 九州栄養福祉大学（以下「本学」という。）は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、建学の精神と教育理念に基づいて高等学校教育の基礎の上に広く知識を授けると共に人格の完成をはかり、専門知識技能を教授研究し人類社会の福祉に貢献する人材の養成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

## 第2章 学部、学科、修業年限及び入学定員、収容定員

(学部、学科、入学定員、収容定員)

第3条 本学において設置する学部、学科及びその入学定員、収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
食物栄養学部	食物栄養学科	100人	10人	420人
リハビリテーション学部	理学療法学科	80人	—	320人
	作業療法学科	40人	—	160人

(学部・学科の目的)

第4条 各学部・学科における人材養成並びに教育研究上の目的を以下の通り定める。

### 一 食物栄養学部

建学の精神と教育理念に基づいて、食を通して福祉を実現するという方法意識・使命感のもとに食指導・食療法という学問に裏付けされた専門的方法を修得し、食生活の番人としての役割を果たせる管理栄養士を養成する。

#### (1) 食物栄養学科

本学教育への理解を基礎に、幅広い教養を涵養し、管理栄養士としての基本的知識・技術を修得させ、医療、介護、福祉、食品産業・流通分野などにおいて実践的な役割を果たし得る専門的知識・技術に長けた人材を養成する。

## 二 リハビリテーション学部

高度な医学的知識と技術を修得し、対象者の心身に寄り添いつつ的確なアプローチを行えることに加え、人々の健康で幸福な生活を守る健康生活の番人としての役割を果たせる理学療法士・作業療法士を養成する。

### (1) 理学療法学科

人の動きやその機能を医学的に分析・考察しながら、運動を治療や指導の手段として活用する科学的な根拠をもとに、治療対象者一人ひとりに満足感を提供できる理学療法士を養成する。

### (2) 作業療法学科

治療対象者のそばにいて、人との信頼関係を大切にしながら物理的・技術的・精神的な面において生活を支えることができる作業療法士を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学年限は8年を超えることはできない。但し、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

## 第3章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第6条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表第1及び第2の通りとする。

## 第4章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第7条 履修の方法は次の通りとする。

- 一 卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- 二 基礎教養科目は必修単位を含めて24単位以上修得しなければならない。

(履修する科目の登録及び上限)

第8条 学生は、当該年度において履修する授業科目を開講の始めに登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
- 3 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数については、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修

科目の登録を認めることがある。

(単位修得の認定)

第9条 各授業科目に対する課程を修了した者には単位を与える。

第10条 単位修得の認定は試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第11条 試験は毎年2回とし、前期及び後期の終りに定期に行う。  
但し、定期試験のほか随時に試験を行うことがある。

(再試験)

第12条 所定の単位を修得できない者に対しては再試験を行うことがある。

(追試験)

第13条 疾病、その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかつた者に対しては追試験を行うことがある。

(学修の評価)

第14条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可で表し、秀・優・良・可を合格とする。

(試験に関する細則)

第15条 試験に関する細部の規定は別に定める。

(単位の計算方法)

第16条 各授業科目に対する単位数は次の基準により計算する。

- 一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 三 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(教育内容等の改善)

第17条 本学に授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。  
2 前項の委員会については別に定める。

(卒業の条件)

第18条 本学を卒業するために必要な授業科目及び単位数は別表第1の通りとする。

(資格の取得)

第 19 条 栄養士法第 2 条第 1 項の規定に基づく栄養士の免許を受けようとする者は、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 20 条 栄養士法第 5 条の 3 の規定に基づく管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

2 食品衛生法第 30 条第 1 項の規定に基づく食品衛生監視員および第 48 条第 1 項並びに第 6 項の 3 の規定に基づく食品衛生管理者の任用資格を得るには、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 21 条 教育職員免許法別表第二の二の規定に基づく栄養教諭一種免許状を得るためには前条の規定によるほか、教育職員免許法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 22 条 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号の規定に基づく理学療法士国家試験の受験資格を得るためには、理学療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 23 条 理学療法士及び作業療法士法第 12 条第 1 号の規定に基づく作業療法士国家試験の受験資格を得るためには、作業療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 24 条 本学に 4 年以上在学し、第 18 条に定める単位を修得した者に対しては、学長は教授会の議を経て卒業を認定する。

第 25 条 本学を卒業した者に対しては、次の区分に従い学士の学位を授与する。

食物栄養学部	食物栄養学科	学士（食物栄養学）
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 26 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第27条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
  - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第28条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前の前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
  - 4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第5章 入学、退学、休学、転学、復学

(入学の時期)

- 第29条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

(入学の資格)

- 第30条 本学に入学し得る者は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
  - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
  - 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定）に合格した者
- 八 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

（入学の出願）

第31条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第32条 前条の入学志願者については入学試験により選考を行う。

第33条 入学試験に関する細則は別に定める。

（入学手続き及び入学許可）

第34条 第32条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の誓約書に入学金を添え指定の期日迄に提出しなければならない。入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 理由なくして前項の手続きを怠った者は、入学を取り消すことがある。
- 3 納付した入学金は返還しない。

第35条 前条の誓約書に連署する保護者は親族又は縁故者で学生の在学中の一切の責任を負うものである。

（退学）

第36条 退学を願う者は、その理由を記して保護者連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

但し、疾病のため退学しようとする場合は医師の診断書を添付しなければならない。

（除籍）

第37条 次の各号の1に該当する者は除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第5条に定める在学年限を超えた者
- 三 第40条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

（復籍）

第38条 前条第1号により除籍となった者が、復籍を願い出た時は、教授会の議を経て復籍することができる。但し、未納の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(休 学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第 40 条 休学の期間は 1 年以内とする。但し、特別の事由のある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は在学期間に算入しない。
- 3 休学期間は通算して 4 年を超えることができない。

(復 学)

第 41 条 休学期間中に休学の事由がなくなった場合は学長の許可を得て復学することができる。

(再 入 学)

第 42 条 退学した者が、1 年以内に再入学を願い出た時は、学年始めにおいて選考の上、原学年に入学許可することがある。

(転 学)

第 43 条 学生が他の大学に転学または受験しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転 入 学)

第 44 条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、転入学を許可することがある。転入学を希望する者は現に在学する学長の承認書を提出しなければならない。

- 2 転入学の時期は学年の始めまたは、学期始めとし本人の既修の授業科目及び単位並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定して今後履修すべき授業科目及び単位数並びに在学年数を決定する。

(編 入 学)

第 45 条 栄養士養成施設において栄養士資格を取得した者で本学に編入学を希望する者があるときは、選考の上 3 年次に編入学を許可することがある。

- 2 編入学の時期及び履修すべき授業科目、単位、在学年数については別に定める。

## 第6章 授業料その他の学費

(授業料その他の納付金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料等は別表第3の通りとする。

- 2 授業料等は前・後期2期分納とする。但し、申出によってさらに分割納入を認めることがある。
- 3 編入学した者の授業料等については、編入した当該学年の授業料等の額とする。
- 4 東筑紫短期大学から編入した者の入学金については、編入学した当該学年の額を適用し、これを半額免除する。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第47条 学生は所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- |      |         |          |
|------|---------|----------|
| 一 前期 | 4月1日から  | 4月20日まで  |
| 二 後期 | 10月1日から | 10月20日まで |

(復学等の場合の授業料)

第48条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月の属する期の授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年途中で卒業する場合の授業料)

第49条 学年途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月の属する期の授業料等を納付するものとする。

(休学の場合の授業料)

第50条 授業料等は休学の場合は免除する。但し、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学の始まる前日及び休学の終わった翌日の属する期の学費は納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第51条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料その他の学費の不還付)

第52条 一旦納めた検定料、入学金及び授業料等はいかなる理由によるも返付しない。

(授業料等減免)

第53条 成績優秀な者であってやむを得ない事情により学資の支弁困難な者に対しては教授会の議を経て授業料等を免除あるいは貸与することがある。これらの場合に関する細部の規定はこれを別に定める。

(社会人及び外国人留学生等の授業料)

第54条 社会人、外国人留学生、研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生の検定料及び授業料等については別に定める。

## 第7章 職員組織

(職員)

第55条 本学には学長、学長補佐、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学教育事業及び事務を総括主宰するとともに、すべての校務をつかさどり、所属の教職員を統督する。

(職員の職務)

第56条 職員の職務に関しては学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

## 第8章 教授会に関する事項

(教授会)

第57条 本学に教授会を置く。但し、学長が、必要と認めるときは、学部教授会を開くことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、学長、学長補佐及び当該学部に所属する教授をもって組織する。

2 教授会は、学長が必要と認めるときは、准教授、講師及び助教、その他専門性を有する職員を加えて、第61条に規定する事項について、審議することができる。

(教授会の招集)

第59条 教授会は学長がこれを招集する。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐がこれに代って招集することがある。

2 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

3 学長は教授会の議長となる。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐が代行する。

(教授会の開催)

第60条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第61条 教授会の審議すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 学位の授与
  - 二 学則及びその他学内規則の制定・改廃に関する事項
  - 三 教育課程及び授業に関する事項
  - 四 入学試験に関する事項
  - 五 学生の試験並びに課程修了に関する事項
  - 六 学生の入学、成績考査及び卒業に関する事項
  - 七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
  - 八 教員の教育研究及び教育研究業績の審査等に関する事項  
但し、資格審査に関する教育研究業績等の審査に関しては、「九州栄養福祉大学教員選考規程」に基づくものとする。
  - 九 自己点検・評価に関する事項
- 2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則の委任)

第62条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

## 第9章 図書館その他附属施設

(図書館)

第63条 本学に図書館を設ける。図書館に関する規定は別に定める。

(附属研究所)

第64条 本学に附属研究所を設ける。附属研究所に関する規定は別に定める。

## 第10章 研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生

(研究生)

第65条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で特に本学で研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第66条 本学の授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 67 条 本学において、他の大学又は短期大学との単位互換協定により前条の規定による学生の履修を許可する場合は特別聴講学生として取り扱う。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第 68 条 公共団体その他の機関から本学の特定の授業科目につき学修を委託された者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 前項で履修を許可された委託生に対し単位を与えることができる。

3 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 69 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 学年、学期及び休業日並びに授業日数

(学年)

第 70 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 71 条 学年は次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日より 9 月 20 日まで

後期 9 月 21 日より 3 月 31 日まで

(休業日)

第 72 条 休業日は次の通りとする。

日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学創立記念日 3 月 3 日

春季休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

夏季休業 8 月 13 日から 9 月 12 日まで

冬季休業 12 月 25 日から 翌年 1 月 7 日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第 1 項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第73条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第13章 賞 罰

(表彰)

第74条 学生として表彰に値する行為があった者に対しては、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

(懲戒)

第75条 本学の規則等に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第76条 退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の事由がなくて出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第14章 学 生 寮

(学生寮)

第77条 本学に学生寮を設ける。

第78条 学生寮には寮監その他の職員を置く。

第79条 学生寮に関する細部の規定は別に定める。

## 第15章 公 開 講 座

(公開講座)

第80条 学校教育法第107条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

## 附 則

- 1 本学則は令和 6 年 4 月 1 日から之を施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学生については旧学則による。

別表第1

食物栄養学部 食物栄養学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基 礎 教 養 科 目	<b>本学教育への理解</b>				初年次教育含む
	建学の思想	2		2	
	キャリアガイダンスⅠ	2	2		
	キャリアガイダンスⅡ	2	2		
	食と哲学	2	2		
	倫理学	2	2		
	食と福祉	2		2	
	栄養士のための農園演習	1		1	
	食環境地域連携演習	1		1	
	<b>人間と文化への理解</b>				
	文 学	2		2	
	文章校正と編集	2		2	
	人間関係の心理	2		2	
	<b>人間と社会への理解</b>				
	日本国憲法	2		2	
	栄養士の法制度論	2		2	
	食と経済	2		2	
	生活とマスコミ	2		2	
	<b>人間と科学への理解</b>				
	基礎生物学	2		2	
	食物と薬	2		2	
	基礎化学	2		2	
	化 学	2	2		
	生命と科学	2		2	
	基礎統計学	2	2		
	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
	コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
	<b>語学と国際社会への理解</b>				
実用英語の基礎Ⅰ	1	2	2		
実用英語の基礎Ⅱ	1				
語学の理解	2				
実用英語Ⅰ	1		1		
実用英語Ⅱ	1		1		
フランス語の基礎	1		1		
料理とフランス語	1		1		
中国語の基礎	1		1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
基礎 教養 科目	<b>語学と国際社会への理解</b>					
	料理と中国語	1		1		
	国際理解のための基礎英語	2		2		
	国際理解（海外研修）	2		2		
	<b>健康と運動への理解</b>					
	健康スポーツ科学Ⅰ	2	2			
	健康スポーツ科学Ⅱ	2		2		
	スポーツ栄養学	2		2		
基礎教養科目 24 単位以上必修						
専 門 教 育 科 目	<b>管理栄養士基本科目</b>					
	<b>社会・環境と健康</b>					
		健康管理概論	2		2	
		公衆衛生学Ⅰ	2	2		
		公衆衛生学Ⅱ	2		2	
		社会福祉論	2	2		
	<b>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち</b>					
		解剖生理学Ⅰ	2	2		
		解剖生理学Ⅱ	2	2		
		生化学Ⅰ	2	2		
		生化学Ⅱ	2	2		
		病態生理学	2	2		
		疾病の成り立ちと病態	2	2		
		運動生理学	2	2		
		微生物学	2	2		
		生化学実験	1	1		
		解剖生理学実習	1	1		
		解剖生理学実験	1	1		
	<b>食べ物と健康</b>					
		食品学総論	2	2		
		食品衛生学	2	2		
		食品加工学	2	2		
		調理学	2	2		
		食品学実験Ⅰ	1	1		
		食品学実験Ⅱ	1	1		
		食品加工学実習	1	1		
	食品衛生学実験	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 分 野	<b>食べ物と健康</b>	調理学実習Ⅰ	1	1	
		調理学実習Ⅱ	1	1	
		調理学実習Ⅲ	1	1	
	<b>基礎栄養学</b>	基礎栄養学	2	2	
		基礎栄養学実験	1	1	
	<b>応用栄養学</b>	応用栄養学Ⅰ	2	2	
		応用栄養学Ⅱ	2	2	
		応用栄養学Ⅲ	2		2
		応用栄養学実習	1	1	
	<b>栄養教育論</b>	栄養教育論Ⅰ	2	2	
		栄養教育論Ⅱ	2	2	
		栄養教育論Ⅲ	2		2
		栄養教育論実習Ⅰ	1	1	
		栄養教育論実習Ⅱ	1	1	
	<b>臨床栄養学</b>	臨床栄養学Ⅰ	2	2	
		臨床栄養学Ⅱ	2	2	
		臨床栄養学Ⅲ	2		2
		食物とアレルギー	2	2	
		臨床栄養学実習Ⅰ	1	1	
		臨床栄養学実習Ⅱ	1	1	
	<b>公衆栄養学</b>	公衆栄養学Ⅰ	2	2	
公衆栄養学Ⅱ		2	2		
公衆栄養学実習		1	1		
<b>給食経営管理論</b>	給食管理	2	2		
	給食経営管理論	2	2		
	給食管理実習	1	1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 分 野	<b>総合演習</b>					
	食健康センター活動（演習）	1		1		
	臨地実習指導（演習）	1		1		
	<b>臨地実習</b>					
	臨地実習Ⅰ	2		2		
	臨地実習Ⅱ	1		1		
	臨地実習Ⅲ	1	1			
	<b>専門基礎科目</b>					
	栄養カウンセリング	2		2		
	栄養情報処理演習Ⅰ	1	1			
	栄養情報処理演習Ⅱ	1	1			
	食品学各論	2	2			
	食品基礎実験	1	1			
	有機化学	2	2			
	<b>福祉分野</b>					
	栄養福祉論	2	2			
	社会福祉援助技術	2	2	7		
	高齢者心理学	2				
	育児と栄養	2				
	リハビリテーション概論	2				
	食事介助実習（学外）	1				
	<b>実践栄養分野</b>					
	料理特別実習Ⅰ	1	1	2		
	料理特別実習Ⅱ	1				
	料理特別実習Ⅲ	1				
	管理栄養士演習ⅠA	2	2			
	管理栄養士演習ⅠB	2	2			
管理栄養士演習Ⅱ	2		2			
運動処方論	2	2				
<b>食と健康分野</b>						
食品機能論	2	2	8			
栄養薬理学Ⅰ	2					
栄養薬理学Ⅱ	2					
栄養士のための薬膳	2					
細菌性食中毒学	2					

福祉施設

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 科 目	<b>食品産業・流通分野</b>				
	食品バイオテクノロジー	2		2	
	食卓デザイン論	2		2	
	食品の官能評価・鑑別演習	2		2	
	食品流通論	2		2	
	<b>卒業研究</b>				
	キャリアデザイン	2	2		
専門ゼミナール	2	2			
卒業論文	2		2		
専門教育科目 100 単位以上必修					
卒業単位 124 単位以上必修					

リハビリテーション学部 理学療法学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目 ／ 科学的 思考の 基礎・ 人間と 生活・ 社会の 理解	<b>本学教育への理解</b>				初年次教育含む 初年次教育含む
	キャリア教育	2	2		
	スタートアップ教育Ⅰ	1	1		
	スタートアップ教育Ⅱ	1	1		
	健康と栄養	2	2	2	
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	食と農園	1		1	
	<b>人間と文化・社会への理解</b>				4
	医療人のための教育学Ⅰ	2	2		
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	基礎心理学	2	4	4	
	医療人のための教育学Ⅱ	2			
	医療人のための哲学	2			
	医療人のための法学	2			
	<b>人間と科学への理解</b>				6
	基礎生物学	2	2	6	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	医療人のための科学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	<b>語学と国際社会への理解</b>				4
実用英語の基礎Ⅰ	1	1			
英会話Ⅰ	1	1			
実用英語の基礎Ⅱ	1	1	4		
英会話Ⅱ	1				
フランス語の基礎	1				
中国語の基礎	1				
韓国語の基礎	1				
基礎教養科目 24 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 基 礎 科 目	<b>人体の構造と機能及び心身の発達</b>				
	解剖学Ⅰ	2	2		
	解剖学Ⅱ	2	2		
	生理学Ⅰ	2	2		
	生理学Ⅱ	2	2		
	解剖生理学総合実習	1	1		
	運動学Ⅰ	2	2		
	運動学Ⅱ	2	2		
	人間発達学	2	2		
	<b>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</b>				
	病理学	2	2		
	臨床心理学	2	2		
	小児科学	2	2		
	内科学	2	2		
	整形外科学	2	2		
	神経内科学	2	2		
	精神医学Ⅰ	2	2		
	臨床医学とリハビリテーション	2	2		
	リハビリテーション栄養学	2	2		
	<b>保健医療福祉とリハビリテーションの理念</b>				
	リハビリテーション概論	2	2		
地域保健学	2	2			
臨床統計	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 科 目	<b>基礎理学療法学</b>				
	理学療法学概論	2	2		初年次教育含む
	理学療法ゼミナールⅠ	1	1		
	理学療法ゼミナールⅡ	1	1		
	理学療法ゼミナールⅢ	1	1		
	理学療法基礎演習	1	1	2	
	理学療法総合研究	2			
	理学療法研究法演習	1	1		
	<b>理学療法管理学</b>				
	理学療法管理学	2	2		
	<b>理学療法評価学</b>				
	理学療法評価学Ⅰ	2	2		
	理学療法評価学Ⅱ	1	1		
	理学療法評価学Ⅲ	1	1		
	理学療法評価学統合演習Ⅰ	1	1		
	理学療法評価学統合演習Ⅱ	1	1		
	動作分析演習Ⅰ	1	1		
	動作分析演習Ⅱ	1	1		
	<b>理学療法治療学</b>				
	運動療法学概論	2	2		
	運動療法学演習	1	1		
	物理療法Ⅰ	1	1		
	物理療法Ⅱ	1	1		
	義肢装具学	2	2		
	高次脳機能理学療法	1	1		
	中枢神経疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	骨・関節疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	神経・筋疾患理学療法	1	1		
	内部疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	小児理学療法Ⅰ	1	1		
	義肢装具学演習	1	1		
	中枢神経疾患理学療法Ⅱ	1	1		
	骨・関節疾患理学療法Ⅱ	1	1		
内部疾患理学療法Ⅱ	1	1			
小児理学療法Ⅱ	1	1			
日常生活活動演習	1	1			
理学療法総合演習Ⅰ	1	1			
理学療法総合演習Ⅱ	1	1			
高齢期理学療法学	2	2			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
	スポーツ系理学療法	1	2	3	
	パラスポーツ	1			
	先端医療と理学療法	1			
	性差医療と理学療法	1			
	予防理学療法	1			
<b>地域理学療法学</b>					
	生活環境論	2	2		
	地域理学療法学	2	2		
<b>臨床実習</b>					
	臨床実習Ⅰ	1	1		
	臨床実習Ⅱ	4	4		
	臨床実習Ⅲ	7	7		
	臨床実習Ⅳ	7	7		
	臨床実習Ⅴ	1	1		
専門教育科目 104 単位以上必修					
卒業単位 128 単位以上必修					

リハビリテーション学部 作業療法学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目 ／ 科学的 思考の 基盤・ 人間と 生活・ 社会の 理解	<b>本学教育への理解</b>				初年次教育含む 初年次教育含む
	キャリア教育	2	2		
	スタートアップ教育Ⅰ	1	1		
	スタートアップ教育Ⅱ	1	1		
	健康と栄養	2	2	2	
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	食と農園	1		1	
	<b>人間と文化・社会への理解</b>				4
	医療人のための教育学Ⅰ	2	2		
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	基礎心理学	2	4	4	
	医療人のための教育学Ⅱ	2			
	医療人のための哲学	2			
	医療人のための法学	2			
	<b>人間と科学への理解</b>				6
	基礎生物学	2	2	6	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	医療人のための科学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	<b>語学と国際社会への理解</b>				4
	実用英語の基礎Ⅰ	1	1		
	英会話Ⅰ	1	1		
	実用英語の基礎Ⅱ	1	1	4	
英会話Ⅱ	1				
フランス語の基礎	1				
中国語の基礎	1				
韓国語の基礎	1				
基礎教養科目 24 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 基 礎 科 目	<b>人体の構造と機能及び心身の発達</b>				
	解剖学Ⅰ	2	2		
	解剖学Ⅱ	2	2		
	生理学Ⅰ	2	2		
	生理学Ⅱ	2	2		
	解剖生理学総合実習	1	1		
	運動学Ⅰ	2	2		
	運動学Ⅱ	2	2		
	人間発達学	2	2		
	<b>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</b>				
	病理学	2	2		
	臨床心理学	2	2		
	小児科学	2	2		
	内科学	2	2		
	整形外科学	2	2		
	神経内科学	2	2		
	精神医学Ⅰ	2	2		
	精神医学Ⅱ	2	2		
	臨床医学とリハビリテーション	2	2		
	リハビリテーション栄養学	2	2		
	<b>保健医療福祉とリハビリテーションの理念</b>				
リハビリテーション概論	2	2			
地域保健学	2	2			
	臨床統計	1	1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 科 目	<b>基礎作業療法学</b>				初年次教育含む
	作業療法学概論	2	2		
	基礎作業演習Ⅰ	1	1		
	基礎作業演習Ⅱ	1	1		
	基礎作業実習	1	1		
	作業療法ゼミナールⅠ	1	1		
	作業療法ゼミナールⅡ	1	1		
	<b>作業療法管理学</b>				
	作業療法管理学	2	2		
	<b>作業療法評価学</b>				
	作業療法評価学	2	2		
	身体機能作業療法評価演習Ⅰ	1	1		
	身体機能作業療法評価演習Ⅱ	1	1		
	精神機能作業療法評価演習	1	1		
	高次脳機能作業療法評価演習	1	1		
	発達期作業療法評価演習	1	1		
	生活機能評価	1	1		
	<b>作業療法治療学</b>				
	運動器疾患作業療法学	2	2		
	中枢神経疾患作業療法学	2	2		
	内部疾患作業療法学	2	2		
	精神疾患作業療法学Ⅰ	2	2		
	精神疾患作業療法学Ⅱ	2	2		
	発達期作業療法演習Ⅰ	1	1		
	発達期作業療法演習Ⅱ	1	1		
	義肢装具学	2	2		
	高次脳機能作業療法演習	1	1		
高齢期作業療法演習	1	1			
日常生活活動支援	1	1			
生活支援工学	2	2			
作業療法研究法	1	1			
臨床作業療法演習	1	1			
作業療法基礎演習	1	1			
作業療法専門演習	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 科 目	手の機能と ICT	1	1	6		
	地域精神保健作業療法演習	1				
	認知症ケア支援	1				
	パラスポーツ	1				
	福祉住環境演習	1				
	作業療法総合研究	2				
	<b>地域作業療法学</b>					
	地域作業療法学	2	2			
	地域マネジメント演習	1	1			
	<b>職業関連支援</b>					
	職業関連支援	1	1			
	<b>臨床実習</b>					
	臨床実習Ⅰ	2	2			
	臨床実習Ⅱ	4	4			
	臨床実習Ⅲ	8	8			
	臨床実習Ⅳ	8	8			
	臨床実習Ⅴ	1	1			
専門教育科目 108 単位以上必修						
卒業単位 132 単位以上必修						

別表第 2 - 1 教職に関する専門教育科目

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
児童・生徒の栄養指導Ⅰ	2		2	
児童・生徒の栄養指導Ⅱ	2		2	
教育原理	2		2	
教職概論	2		2	
教育制度論	1		1	
教育心理学	2		2	
特別支援教育概論	1		1	
教育課程論	1		1	
道徳教育の理論と方法	1		1	
総合的な学習と特別活動	1		1	
教育方法論	1		1	
生徒指導の理論と方法	2		2	
教育相談（カウンセリング含む）	2		2	
栄養教育実習	1		1	
栄養教育実習事前・事後指導	1		1	
教職実践演習（栄養教諭）	2		2	

別表第 2 - 2 資格取得に関する科目

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
園芸概論	2		2	
園芸療法の基礎	2		2	
園芸療法実習	2		2	
ガーデニング	1		1	

別表第3 検定料、入学金、授業料、施設費等 (単位：円)

1. 検定料

検定料	30,000	出願時に納付
検定料 (大学入学共通テスト利用入学試験)	15,000	出願時に納付

2. 授業料等

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
食物栄養学部	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	680,000	680,000	680,000	680,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	実験実習料	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,270,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
リハビリテーション学部	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	960,000	960,000	960,000	960,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,450,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	